

令和2年2月28日3月三次市議会定例会を開会した。

1 出席議員は次のとおりである（24名）

1番 藤岡一弘	2番 伊藤芳則	3番 片岡幸治
4番 弓掛元	5番 藤井憲一郎	6番 黒木靖治
7番 横光春市	8番 新田真一	9番 山村恵美子
10番 穴戸稔	11番 保実治	12番 新家良和
13番 小田伸次	14番 岡田美津子	15番 鈴木深由希
16番 桑田典章	17番 澤井信秀	18番 池田徹
19番 大森俊和	20番 竹原孝剛	21番 齊木亨
22番 杉原利明	23番 亀井源吉	24番 助木達夫

2 欠席議員は次のとおりである

なし

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（23名）

市長 福岡誠志	副市長 堂本昌二
副市長 柴田亮	危機管理監 川村道典
総務企画部長 中村好宏	財務部長 日野宗昭
地域振興部長 中原みどり	市民部長 上谷一巳
福祉保健部長 牧原英敏	子育て・女性支援部長 松長真由美
市民病院部 事務部長 池本敏範	産業環境部長 併農業委員会事務局長 中廣晋
建設部長 坂井泰司	水道局長 明賀浩富
君田支所長 小田邦子	布野支所長 中宗久之
作木支所長 矢野美由紀	吉舎支所長 甲斐和彦
三良坂支所長 古野英文	三和支所長 曲田憲司
甲奴支所長 秋山和宏	選挙管理委員会 事務局長 東山裕徳
監査事務局長 新田泉	

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（5名）

事務局長 大鎗克文	次長 才田申士
議事係長 坂田保彦	政務調査係長 石田和也
政務調査主任 清水大志	

5 会議に付した事件は次のとおりである

日程番号	議案番号	件名
第 1		会期の決定（20日間）
第 2		市長の施政方針について
第 3	令和元年 請願第2号	（教育民生常任委員長報告） 暗所視支援眼鏡「MW10」の日常生活用具認定に関する請願書
第 4	報告第1号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
第 5	議案第15号 議案第16号 議案第17号 議案第18号 議案第19号 議案第20号 議案第21号 議案第22号 議案第23号 議案第24号 議案第25号 議案第26号 議案第27号 議案第28号 議案第29号 議案第30号 議案第31号 議案第32号	市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（案） 三次市森林環境譲与税基金条例（案） 三次市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例（案） 三次市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案） 三次市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案） 三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例（案） 三次市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例（案） 三次市債権管理条例の一部を改正する条例（案） 三次市老人集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案） 三次市国民健康保険診療所設置及び管理条例の一部を改正する条例（案） 三次市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案） 三次市農林業集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案） 三次市共同利用施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案） 三次市堆肥センター設置及び管理条例の一部を改正する条例（案） 三次市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案） 三次市都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例（案） 三次市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案） 三次市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

第 6	議案第33号 議案第34号 議案第35号 議案第36号 議案第37号	工事請負契約の締結について 過疎地域自立促進計画の変更について 新市まちづくり計画の変更について 三次市農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするに関する同意について 市道路線の認定について
第 7	議案第10号 議案第11号 議案第12号 議案第13号 議案第14号	令和元年度三次市一般会計補正予算（第4号）（案） 令和元年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（案） 令和元年度三次市介護保険特別会計補正予算（第3号）（案） 令和元年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（案） 令和元年度三次市土地取得特別会計補正予算（第2号）（案）
第 8	議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号 議案第5号 議案第6号 議案第7号 議案第8号 議案第9号	令和2年度三次市一般会計予算（案） 令和2年度三次市国民健康保険特別会計予算（案） 令和2年度三次市診療所特別会計予算（案） 令和2年度三次市介護保険特別会計予算（案） 令和2年度三次市後期高齢者医療特別会計予算（案） 令和2年度三次市土地取得特別会計予算（案） 令和2年度三次市病院事業会計予算（案） 令和2年度三次市水道事業会計予算（案） 令和2年度三次市下水道事業会計予算（案）

令和2年3月三次市議会定例会議事日程（第1号）

（令和2年2月28日）

日程番号	議案番号	件名	
第 1		会期の決定（日間）	7
第 2		市長の施政方針について	7
第 3	令和元年 請 2	（教育民生常任委員長報告） 暗所視支援眼鏡「MW10」の日常生活用具認定に関する請願書	15
第 4	報 1	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	16
第 5	議 15	市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（案）	16
	議 16	三次市森林環境譲与税基金条例（案）	16
	議 17	三次市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例（案）	16
	議 18	三次市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）	16
	議 19	三次市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）	16
	議 20	三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）	16
	議 21	三次市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例（案）	16
	議 22	三次市債権管理条例の一部を改正する条例（案）	16
	議 23	三次市老人集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）	17
	議 24	三次市国民健康保険診療所設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）	17
	議 25	三次市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）	17
	議 26	三次市農林業集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）	17
	議 27	三次市共同利用施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）	17
	議 28	三次市堆肥センター設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）	17
	議 29	三次市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案）	17
	議 30	三次市都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）	17
	議 31	三次市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）	17

	議 32	三次市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）……………	17
第 6	議 33	工事請負契約の締結について……………	26
	議 34	過疎地域自立促進計画の変更について……………	26
	議 35	新市まちづくり計画の変更について……………	26
	議 36	三次市農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするに関する同意について……………	26
	議 37	市道路線の認定について……………	26
第 7	議 10	令和元年度三次市一般会計補正予算（第4号）（案）……………	30
	議 11	令和元年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（案）	30
	議 12	令和元年度三次市介護保険特別会計補正予算（第3号）（案）……………	30
	議 13	令和元年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（案）……………	30
	議 14	令和元年度三次市土地取得特別会計補正予算（第2号）（案）……………	30
第 8	議 1	令和2年度三次市一般会計予算（案）……………	33
	議 2	令和2年度三次市国民健康保険特別会計予算（案）……………	33
	議 3	令和2年度三次市診療所特別会計予算（案）……………	33
	議 4	令和2年度三次市介護保険特別会計予算（案）……………	33
	議 5	令和2年度三次市後期高齢者医療特別会計予算（案）……………	33
	議 6	令和2年度三次市土地取得特別会計予算（案）……………	33
	議 7	令和2年度三次市病院事業会計予算（案）……………	33
	議 8	令和2年度三次市水道事業会計予算（案）……………	33
	議 9	令和2年度三次市下水道事業会計予算（案）……………	33



~~~~~ ○ ~~~~~

——開会 午前10時 0分——

○議長（小田伸次君） 皆さん、おはようございます。

傍聴者の皆様及び視聴者の皆様には、お越し、または御視聴いただき、まことにありがとうございます。

本日から令和2年3月定例会を行います。

ただいまの出席議員数は24人です。

これより令和2年3月三次市議会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名者として、池田議員及び澤井議員を指名いたします。

この際、御報告いたします。松村教育長並びに長田教育次長から本日の定例会欠席の届け出がありました。

また、本定例会に当たり、新型コロナウイルス感染症等の3月定例会の対応について、昨日の議会運営委員会で協議いただきました。その具体的対応といたしまして、議場出入り口での消毒液の設置による手洗いの励行、マスク着用の協力、マスク着用者が発言する際はマスクを外して発言する等を確認しておりますので、皆様の御理解と御協力をお願いしたいと思います。

以上で報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会期の決定

○議長（小田伸次君） 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月18日までの20日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は20日間と決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 市長の施政方針について

○議長（小田伸次君） 日程第2、市長の施政方針についてを議題といたします。

施政方針の説明を求めます。

（市長 福岡誠志君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 福岡市長。

〔市長 福岡誠志君 登壇〕

○市長（福岡誠志君） 皆さん、おはようございます。

議員各位を始め市民の皆さんには、平素から市政運営に温かい御支援、御協力をいただき、深く感謝を申し上げます。

本日、令和2年3月三次市議会定例会の開会に当たり、新年度に臨む私の所信と主要施策の

概要について御説明を申し上げ、議員各位並びに市民の皆さんの御理解と御協力を賜りたいと存じます。

まず、本市の新型コロナウイルス感染症への対応についてですが、昨日、国の新型コロナウイルス感染症対策本部で、首相より、私立を含め、全国全ての小・中学校、高校、特別支援学校に、3月2日から春休みに入るまで臨時休校とするよう要請がありました。保護者が対応できないケースも想定されることから大変困惑しておりますが、情報収集を行い、必要な対応を迅速に行ってまいります。

本市の現在の対応としては、国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」や県が示した「広島県主催のイベント等の取扱について」を踏まえ、昨日、新型コロナウイルス感染症三次市特別警戒本部を設置し、感染症拡大防止を図るため「三次市主催イベント等の取扱等について」を定めたところです。市民の皆さんには、イベントの中止や延期等で御迷惑をおかけいたしますが、御理解と御協力をお願い申し上げます。市民の皆さんへ周知徹底を図るとともに、本市といたしましては、市民の皆さんの安全・安心を最優先に、感染防止に必要な対策に全力で取り組んでまいります。市民の皆さんにおかれましては、せきエチケット、手洗い等の感染予防対策を徹底していただくとともに、正しい情報に基づいた冷静な対応をお願いいたします。

さて、いよいよ本年、東京2020オリンピック・パラリンピックが開催されます。1964年東京大会の最終聖火ランナーを務められた坂井義則さんの出身地である本市から、5月18日、広島県の聖火リレーが発発いたします。坂井さんは、広島に原爆が投下された8月6日に生まれたことなどから、最終聖火ランナーの大役を務められました。同時に、その運命から、当時の日本の復興の象徴としての役割も果たされたように思います。坂井さんは生前、「オリンピックは平和の祭典であってほしい」とたびたび話しておられました。その思いや御功績を後世に伝えるとともに、子供たちを始め多くの皆さんに夢と希望を届けることができるリレーとなるよう準備を進めてまいります。また、本市を聖火が駆け抜ける様子を国内外に発信できるものと思います。

次に、本市を取り巻く経済状況を見れば、広島県が取りまとめた1月の広島県経済の動向によると、個人消費は消費税率引き上げや天候要因などによる振れを伴いながらも持ち直しており、生産は弱めの動きとなっておりますが、雇用・所得環境は着実な改善が続いているとされています。しかしながら、現在、感染が拡大している新型コロナウイルス感染症の影響が懸念されるところです。

また、商工会議所が実施いたしました令和元年10月から12月期の景況調査報告によると、平成20年のリーマンショック以来、11年ぶりに景況判断指数が前期の7月から9月期より悪化しています。これは、消費税率が10%になったことも影響していると思われます。今このような時期だからこそ、引き続き景気対策を行っていくとともに、本年を前進の年とし、特に情報発信とICTの活用推進を戦略的に取り組んでいきます。

情報発信の面では、これからの新しい時代に向けて、現状維持にとどまることなく、地域の魅力や宝を磨き、市外の人をも引きつける新たな魅力を創出し、発信していく取組がますます



重要であると考えています。本市にある自然や伝統文化、産業など、たくさんの地域資源を生かした産業づくりに全力で取り組みます。

また、国において、社会的課題の解決や経済発展のため、イノベーションによる新たな価値を創出することによる次世代の社会（Society 5.0）への変革が進められています。AIやIoT、5Gなど、新しい技術を活用し、デジタルトランスフォーメーションによって市民の皆さんの暮らしを便利で快適なものにするとともに、持続可能な地域社会の実現に向けて取り組んでいきたいと考えています。引き続き市民の皆さんの声を丁寧に聞きながら、それぞれの声に寄り添い、子育てしやすい三次、生きがいの持てる三次、誰もが暮らしやすい三次のさらなる充実をめざし、新しい三次づくりに向けて前進をまいります。

本市は、合併以来、行財政改革の取組を着実に進めてきたことにより、実質公債費比率、将来負担比率などの財政指標や基金残高、地方債残高を改善してきましたが、経常収支比率については、平成27年度以降、年々比率が高まっており、平成30年度決算では96.7%となり、100%に迫っている状況です。

また、平成27年度から段階的に縮減されていた普通交付税の市町村合併による優遇措置が令和元年度で終了し、令和2年度から1つの団体として普通交付税が算定されることとなり、その影響は約16億円の減額になるものと見込んでいます。さらに、人口減少による減額などを含めると、縮減前の平成26年度決算額と比較して約34億円の減額となる見込みであり、現下の財政運営は極めて厳しい状況となっています。今後も、人件費、物件費等の経常的な経費に加え、現在借りている地方債の償還費の増加、公共施設やインフラ資産の老朽化対策等を含めた維持管理経費の増加が見込まれ、一層厳しさを増すものと推測されます。

次に、令和2年度当初予算編成の基本的な考え方について申し上げます。

まず、最優先で取り組むべきことは、平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興であります。現在もなお多くの被災箇所が残されておりますので、引き続き必要な予算、人員及び体制を確保し、最優先で災害復旧に取り組んでいきます。そして、長期的視点に立って、あれもこれもではなく、限られた財源を選択と集中で必要なことに有効活用し、所信として述べた7つの項目に精力的に取り組むとともに、経営感覚を持ち、社会情勢等に対応した新しい三次づくりを推進します。

また、第2次三次市総合計画を踏まえ、子育て・医療・福祉の充実や本市の拠点性の維持・向上に係る施策等を展開します。

続いて、令和2年度予算（案）の概要について申し上げます。

一般会計など8会計を合わせた市全体の予算規模は700億6,716万1,000円で、肉づけ予算である前年度6月補正後に比べ14億9,101万円、2.2%の増としています。前年度と比べると、一般会計は365億8,000万円で、3億7,204万6,000円、1.0%の減です。また、5つの特別会計は合計136億3,978万円で、1億4,322万8,000円、1.0%の減としています。

一般会計の歳入の特徴といたしましては、消費税率改定により地方消費税交付金が約2億3,000万円の増、地方交付税は約2億4,000万円の減となり、普通交付税の合併算定替の優遇措

置が終了したことが主な要因です。また、繰入金は、基金繰入金を抑制したことにより、約5億円の減となっています。

歳出の特徴を性質別に見ますと、会計年度任用職員制度の導入により、約11億円程度が物件費から人件費へ振りかわっています。公債費は約2億5,000万円の増となっており、平成30年度に繰上償還を実施できなかったことと直近の施設整備に係る長期債償還金が増加の要因となっています。普通建設事業費は約8億円の増となっていますが、これは、八次コミュニティセンター整備、学校ICT整備と、福祉保健センター、図書館などの施設改修によるものです。災害復旧事業費については、復旧工事の進捗により約7億円の減となっています。

それでは、施策の重点方針について申し上げます。

令和2年度は、政策課題への対応強化を図り、本市の将来を見据えたまちづくりをさらに前進させるため、組織・機構の一部を見直します。その主な点として、現在の総務企画部と財務部の分掌を見直し、総務部と経営企画部を設置します。総務部の財産管理課にファシリティマネジメント推進係を設置して、公共施設等の整理・統合・多機能化を進めるための体制を強化します。経営企画部の秘書広報課には、戦略的な広報を行う広報戦略係を設置し、シティプロモーションに取り組み、発信力を強化します。また、情報政策課では、ICT活用推進係を設置するとともに、デジタルトランスフォーメーションの推進も行っていきます。地域振興部の定住対策・暮らし支援課に共生社会推進係を設置し、女性を始め誰もが暮らしやすいまちづくりを進めます。現在の産業環境部は環境政策課を市民部に移行し、産業振興部とします。商工観光課として観光部門を移行するとともに、農政課には地域資源活用係を新設し、産業振興に務めます。

また、本市では、まち・ひと・しごと創生法に基づき、人口の現状と将来の展望を提示した三次市人口ビジョンと三次市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、地方創生の取組を進めてきました。今年度末が最終年度に当たることから、第1期の効果検証等を踏まえて、第2期総合戦略の策定に取り組んでいます。この策定に当たり、ワークショップや市民会議で市民の皆さんの参加もいただきながら、人口減少に歯どめをかけつつ、将来にわたって活力ある三次市を維持していくため、喫緊の課題への対応や将来を見据えた取組もしっかりと取り入れていきます。

続きまして、所信表明でお示しした7つの分野に沿って、重点事業を説明申し上げます。

まず1点目は、災害に強いまちづくりを強力に進めていくことです。

先ほども申し上げましたように、国土交通省や広島県との役割分担のもと、平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興に最優先で取り組んでいきます。中でも、内水対策事業として、畠敷・願万地地区の貯留施設整備の設計に着手するとともに、排水ポンプ場長寿命化整備事業、公共下水道施設の排水ポンプ施設の更新を行っていきます。同時に、消防団や自主防災組織などとの相互の連携・協力を図りつつ、避難所対応や効果的な情報伝達などを検討していきます。

また、大樽池埋め立て事業や農業用ため池調査、小規模崩壊地復旧事業なども進め、ハード・ソフトの両面から施策を展開し、市民、地域、団体、企業、行政などが協働による災害に

強いまちづくりを行っていきます。

また、通学路で倒壊のおそれのあるブロック塀についても、除却・改修の助成を行っていき、児童生徒の安全確保に努めます。

2点目は、最新のデジタル技術を有効に活用して、身近な暮らしをより便利で豊かにしていくため、三次版スマートシティ構想やICT利活用推進事業を進めていきます。

学校教育への活用では、三次版学校ICT活用事業として、児童生徒1人に1台のタブレット端末の配付に向けてネットワークを整備し、最適で効果的な学びの支援を行い、学力の定着・向上をめざします。あわせて、ICT支援員の配置や研修会により、教職員の質の向上にも取り組みます。

また、ICTを農業に活用していくモデル事業を実施し、省力化、低コスト化、栽培管理や有害鳥獣捕獲などの実証を行います。あくまでもICTは人と物を結ぶためのものであり、手段として活用することにより、心と心の通い合う市政を基軸として進めていきます。

3点目は、三次の元気づくりです。人口減少に歯どめをかけ、三次の元気な未来を切り開き、「一生住み続けたい！住んでみたい！帰ってきたい！」、そんな三次をつくっていくため、地域の活性化に取り組む方や女性起業家、二地域居住をされている方など、さまざまなライフスタイルを実践されている市民の皆さんとともに、ずっと住み続けたいまち本部を設置したところです。

この本部を中心として、とりわけ女性が帰ってきたいと思える新たな取組を検討し、定住対策に反映させていきます。子育てしやすい三次のさらなる充実に向けて、ネウボラみよし事業により、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない相談支援体制を継続するとともに、関係機関が連携し、きめ細やかな支援を行っていきます。

また、保育所給食費無償化事業、幼稚園給食費軽減事業や24時間365日小児救急医療の堅持、(仮称)八次子ども集会所を始めとする子どもの居場所づくり推進事業など、子育てを支える環境づくりを進めていきます。

さらに、児童生徒一人一人の基礎・基本の定着を図り、確かな学力の向上を図る個々の学び支援事業、学校トイレの改修事業等の学習環境整備等にも取り組みます。そして、市内の商工業振興のため、三次商工会議所や三次広域商工会など関係団体と連携し、三次産業応援事業やプレミアム付商品券「三次藩札」発行事業等を継続していきます。

4点目として、計画性のあるまちづくりを進めます。

将来の三次市民の負担とならないよう、公共施設等の整理・統合と多機能化などの効率的な活用、適正な維持・更新の検討等を行い、経営感覚を持った市政運営を進めます。経営感覚を持つとは、例えばある仕事をしたとき、何をやったか、予算をどれだけ使ったかという発想ではなく、その仕事が市民のためにどのような成果があったのかということとコスト意識とを両方持ち、その最適化を図ることだと考えます。言いかえると、何のために、何をめざして行うのかというビジョンと継続的に成長していくための戦略を持ち、ヒト、モノ、カネ、情報という経営資源を効率的・効果的に使用して、市民の幸せの実現を図っていくことです。全ての職

員がこの意識を共有し、三次を元気にするという使命を果たすことが必要です。

また、暮らしやすい三次の視点で、必要性や緊急度を勘案し、効率的に市道、県道及び橋梁、上下水道などの生活基盤の整備及び維持を行っていきます。

5点目は、スポーツ・文化の振興です。

スポーツの面では、東京2020オリンピック・パラリンピックに向けて、陸上と野球のメキシコ選手団の事前合宿支援や東京2020オリンピック聖火リレー、パラリンピック聖火フェスティバルを通して、子供たちを始め市民の皆さんの夢と希望を育み、地域を元気にしていくことにつながるよう、市民の皆さんのボランティア等の御協力のもと、全市を挙げて取り組みます。

また、市民が質の高い芸術・文化に触れるとともに、子供たちの豊かな感性や多様な個性を育むため、三次市民ホールきりりや奥田元宋・小由女美術館を始めとする4つの美術館、湯本豪一記念日本妖怪博物館等を活用し、本物の芸術・文化・スポーツに触れる機会を提供していきます。

加えて、寺町廃寺跡整備事業等や重要文化財旧藩山家住宅保存修理事業、鶴飼の振興など、地域の歴史・伝統・文化を育み、継承するまちづくりを進めます。

6点目は、地域資源を生かした産業づくりです。

三次で稼ぐ力をつけるために、三次の今あるさまざまな地域資源を生かした新たな価値の創造に取り組みます。農林畜産分野では、農畜産物の生産力強化事業により、農業所得の向上、経営基盤の安定・強化を図ります。

また、有害鳥獣の被害防止対策事業を継続し、有害鳥獣の駆除活動や農作物等への被害防止対策に取り組みます。

薬用作物等試験栽培・研究事業として、（仮称）薬用作物等研究会を設置し、薬用作物の試験栽培を行うとともに、関係機関と連携・協力し、栽培知識、技術の習得や6次産業化等の調査研究を行います。

観光面では、新たに観光プロモーション事業を実施し、ポスター、パンフレットの作成に加え、PR動画やSNSによる情報発信を行うとともに、観光まちづくりの指針となる観光戦略を策定します。市内の各観光協会やみよし観光まちづくり機構など、関係者との連携により、周遊の促進や宿泊客、外国人観光客などの受け入れ体制の整備などの取組を強化し、多くの市民や観光客でにぎわう元気のあるまちづくりを進めます。

7点目は、暮らしの安心です。

生きがいの持てる三次実現のため、高齢者や障害者が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、介護予防・健康づくり事業、高齢者の生きがいつくり事業を充実させるとともに、社会福祉協議会等の関係機関と連携し、地域包括ケアシステムの構築を進めます。

保健の分野では、いきいき健康日本一のまち事業を継続し、健康寿命の延伸及び健康格差の縮小をめざし、健康診査事業などを行います。また、家庭での介護負担の軽減や、新たに地域生活支援拠点等整備事業などによる障害のある人や家族への支援など、心ある福祉施策を進めます。

続いて、第2次三次市総合計画の政策の体系に沿って、市政運営の基本方針を申し上げます。

まず、「ひとづくり」です。子供たちの未来は地域の未来でもあります。三次で生まれ育つ全ての子供たちの可能性を伸ばし、希望を与え、支え、チャレンジを応援する取組を進めます。また、大人になったときに三次を誇りに思えるよう、一人一人を大切に、健やかな成長及び自立と活躍を応援していきたいと考えます。

男女共同参画社会の分野では、男女共同参画基本計画を策定し、家庭と仕事が両立できる環境づくり、まちづくりへの女性参画などを進めるとともに、女性を始めとする誰もが暮らしやすいまちづくりを進めます。

また、平和で全ての人の人権が尊重される社会の実現に向けて、被爆75年を迎えるに当たり、改めて平和な世界を希求するとともに、人権尊重の普及・啓発を行い、他者と共感し、多様性を認め合う人づくりに取り組みます。

「くらしづくり」では、まず医療の分野は、広島県や広島大学等との連携のもと、医師の確保に全力を挙げ、市立三次中央病院では、昨年度よりも4名増員し、78名の医師で診療を行う予定です。引き続き三次地区医師会や市内の医療機関との連携による地域医療体制の充実と医療の質の維持向上をめざしていきます。

地域公共交通分野では、広域かつ地域幹線交通であるJR線や路線バスとともに、生活交通確保対策事業などにより、地域内生活交通としての市街地循環バスや市民バス、相乗りタクシー事業などを多層的に活用し、通勤、通学、医療機関への受診、買い物など、安心して日常生活を送ることができる移動手段の維持・確保に努めます。

さらに、消費生活における安全・安心確保のため、引き続き消費生活センターによる相談体制の確保や啓発行動を行っていきます。

「仕事づくり」では、女性活躍推進プラットフォーム事業を継続し、女性の多様な選択・チャレンジを支援することで、女性の活躍を促進し、女性が元気なまちをめざしていきます。同時に、農林畜産業、商工業など生活の基盤となる産業の振興に取り組み、誰もが働きやすいまちづくりを進めます。

また、2本の高速道路がクロスする広域交通ネットワークを生かして、企業誘致や、新たな価値の創出に取り組む企業・事業者の支援、人材の育成などに取り組むとともに、事業承継に係るサポート体制の構築・支援に取り組みます。

農林畜産業分野では、生産者を始めJA、広島県等の関係機関と連携して、持続可能な地域農業の確立に向け、担い手を育成・確保していくため、強い農業・担い手づくり総合支援事業を新たに実施します。また、農業基盤の整備のため、ため池や用排水路等の農業用施設や農地改良等を継続して行います。

「環境づくり」では、豊かな自然は、ふるさと三次の環境を象徴するかけがえのない資源です。環境基本計画を改定し、自然環境と調和する、環境に配慮したまちづくりの取組を進めます。また、里山林等を次の世代に引き継ぐため、森林環境保全直接支援事業などにより、適切な整備を実施します。

加えて、計画的な土地利用の推進、都市基盤や生活環境の整備、美しい景観づくりなどの取組を通じて、三次に住みたくなるまちづくりを進めます。

さらに、計画的なストックマネジメントと適切な支出・負担により、市民の生活や産業を支える社会資本を適切に保全するとともに、持続的に活用します。本市の主要な施策の効果を十分に発揮していく上で、国や広島県との連携・協力は極めて重要です。国や県と連携・協力して各種整備事業を進めていくとともに、要望活動を積極的に行い、さらなる事業展開に向けて注力します。

「しくみづくり」では、みんなでまちづくりに参加し、みんなで一緒に考え、行動していく協働のまちづくり、地域づくりを行っていきます。まちづくりコーディネーターを配置するなど、まちづくりサポートセンター機能を強化し、各住民自治組織のまちづくりビジョン実現やツナガリ人口の拡大のため、具体的な提案と実践のサポートを行い、それぞれの地域の個性を生かしつつ、市全体での一体感を醸成しながら、個性豊かで魅力あるまちづくりを進めていきます。

また、近隣との共同利用化による効率的かつ効果的な基幹系業務システムの提供体制構築に向けた取り組みを進めます。

新しい三次をつくるためには、行財政改革の推進が重要です。第4次三次市行財政改革推進計画に基づき、財政健全化路線は堅持しつつ、債権確保やふるさと納税を始めとする歳入確保に努めるとともに、内部管理経費の節減や業務改善を進めます。未来の市民に夢の持てる地域を引き継ぐために、市民に身近な信頼される行政を実現し、長期的視点に立って、あれもこれもではなく、選択と集中で限られた資源を本当に必要なことに有効に使い、市民のためのまちづくりを進めます。

以上、新年度の市政運営に当たり、私の基本的な考え方を申し上げます。

冒頭にも述べましたが、いよいよ東京2020オリンピック・パラリンピックが迫ってきます。坂井義則さんは、あるインタビューで「スポーツは大きな力を持っている。ましてオリンピックという特別な舞台です。次世代の子供たちがじかにそれを見れば、間違いなく多くのものを得るでしょう。」と語っておられます。今回、市立の小・中学校の全児童生徒に聖火リレーを見る機会を提供しようと準備を進めています。103歳の富久正二さんや、東京パラリンピックでの活躍が期待される川本翔大さんの挑戦し続ける姿に学ぶところも大きいと思います。また、8月にはパラリンピックの聖火フェスティバルも予定しています折、これらを通して、一人一人が互いを認め合い、心をつなぎ、夢と希望を持って頑張るまちづくりにつなげていきたいと強く思います。

そして、市民の皆さん、議員の皆さん、そして歴代の市長が築いてこられたふるさと三次を新しい三次としてさらに前進させるべく、いい部分や伸ばすべきところを思い切って伸ばし、変えるべきところを大胆に変え、未来をよくするためには今がもっとよくならんといけんという思いで、市民の皆さん、議員の皆さんとともに、私たちの自慢の郷土・三次のため、志と情熱を持って全てのことに挑戦し、実行していきます。

引き続き議員各位を始め、市民の皆さんの格別の御理解と御協力をお願い申し上げ、施政方針とさせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 教育民生常任委員長報告

#### 令和元年請願第2号 暗所視支援眼鏡「MW10」の日常生活用具認定に関する 請願書

○議長（小田伸次君） それでは、日程第3、教育民生常任委員会で継続審査案件となっております令和元年請願第2号暗所視支援眼鏡「MW10」の日常生活用具認定に関する請願書を議題といたします。

請願1件について、教育民生常任委員長の報告を求めます。

（教育民生常任委員長 桑田典章君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 桑田教育民生常任委員長。

〔教育民生常任委員長 桑田典章君 登壇〕

○教育民生常任委員長（桑田典章君） それでは、教育民生常任委員長報告をさせていただきます。

令和元年12月定例会において教育民生常任委員会に審査付託となり、閉会中の継続審査としておりました請願第2号暗所視支援眼鏡「MW10」の日常生活用具認定に関する請願書について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る2月3日に委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

請願第2号暗所視支援眼鏡「MW10」の日常生活用具認定に関する請願書については、審査の結果、全員一致をもって採択してよいものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

暗所視支援眼鏡を日常生活用具として指定している自治体は全国的にまだ少ないが、この支援眼鏡は網膜色素変性症の方々の生活を大きく変えることができるものであると考える。患者の方々の生活の幅を広げるためにも、新年度において日常生活用具として指定するよう取組まれたい。

以上、述べました事項について、今後十分反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（小田伸次君） ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 質疑なしと認めます。

討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 討論なしと認めます。

これより令和元年請願第2号を採決いたします。

請願1件について、委員長の報告は採択であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小田伸次君) 御異議なしと認めます。

よって、令和元年請願第2号は委員長の報告のとおり採択と決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 報告第1号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)

○議長(小田伸次君) 日程第4、報告第1号の専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(副市長 堂本昌二君、挙手して発言を求め)

○議長(小田伸次君) 堂本副市長。

[副市長 堂本昌二君 登壇]

○副市長(堂本昌二君) ただいま御上程になりました報告第1号の報告1件について御説明申し上げます。

報告第1号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、令和2年1月22日に三次市栗屋町字城山11203番1地先、市道栗屋60号線の路上で発生した落石による物損事故につきまして、相手方と協議を行った結果、示談が整い、その損害賠償額を地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げるものであります。

以上、報告1件につきまして御報告申し上げます。

○議長(小田伸次君) 質疑を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小田伸次君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております報告1件は、地方自治法に基づき指定された専決処分でありますので、先例により質疑のみといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第15号 市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(案)

議案第16号 三次市森林環境譲与税基金条例(案)

議案第17号 三次市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例(案)

議案第18号 三次市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)

議案第19号 三次市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(案)

議案第20号 三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)

議案第21号 三次市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例(案)

議案第22号 三次市債権管理条例の一部を改正する条例(案)



- 議案第23号 三次市老人集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）
- 議案第24号 三次市国民健康保険診療所設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）
- 議案第25号 三次市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）
- 議案第26号 三次市農林業集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）
- 議案第27号 三次市共同利用施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）
- 議案第28号 三次市堆肥センター設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）
- 議案第29号 三次市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案）
- 議案第30号 三次市都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）
- 議案第31号 三次市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）
- 議案第32号 三次市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

○議長（小田伸次君） 日程第5、議案第15号から議案第32号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 堂本昌二君、挙手して発言を求めらる）

○議長（小田伸次君） 堂本副市長。

〔副市長 堂本昌二君 登壇〕

○副市長（堂本昌二君） ただいま御上程になりました議案第15号から議案第32号までの議案18件について、一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第15号市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、地方自治法等の一部を改正する法律が令和2年4月1日に施行されることに伴い、市長等の市に対する損害を賠償する責任の一部免責に関し必要な事項を定めるため、市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第16号三次市森林環境譲与税基金条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第34条の規定に基づき、当該譲与税を基金として積み立て、森林の整備に関する諸施策に要する経費に充てるため、三次市森林環境譲与税基金条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第17号三次市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、会計年度任用職員に係るサービスの宣誓について、多様な任用形態に鑑み、それぞれの会計年度任用職員に適した方法で実施するため、関係条例である三次市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、会計年度任用職員のサービスの宣誓について、任命権者は別段の定めをすることができる規定を設けようとするものであります。

次に、議案第18号三次市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、条文の整理を行うことに伴い、関係条例である三次市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、条項ずれに伴う字句の修正をしようとするものであります。

次に、議案第19号三次市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、職員団体等との合意や条文の精査等に基づき、関係条例である三次市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、時間外勤務報酬や期末手当の支給等に関し、条文の整理及び追加等を行い、適切な支給を図ろうとするものなどであります。

次に、議案第20号三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、中央集会所ほか9施設を普通財産に変更することに伴い、関係条例である三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、別表中、中央集会所、門田下集会所、大津コミュニティセンター、下郷コミュニティ集会所、下矢井右谷コミュニティ集会所、海田原本郷コミュニティ集会所、十王堂集会所、皆瀬集会所、大仙集会所及び新開集会所の10施設の名称及び位置を削ろうとするものであります。

次に、議案第21号三次市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、重度心身障害者医療費公費負担事業に係る補助金交付要綱が改正されたことに伴い、関係条例である三次市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、重度医療に係る人工呼吸器装着者を所得制限対象外とすることにより、経済的負担の緩和を図ろうとするものであります。

次に、議案第22号三次市債権管理条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、民法の一部を改正する法律及び民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が令和2年4月1日に改正されることに伴い、関係条例である三次市債権管理条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、遅延損害金等に適用する民事法定利率の見直し及び商事法定利率の廃止に伴う規定を整理しようとするものであります。

次に、議案第23号三次市老人集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、三次市上安田地区老人集会所ほか2施設を普通財産に変更することに伴い、関係条例である三次市老人集会施設設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、別表中、三次市上安田地区老人集会所、三次市檜地区老人集会所及び三次市田中老人集会所の3施設の名称及び位置を削ろうとするものであります。

次に、議案第24号三次市国民健康保険診療所設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、作木診療所を国民健康保険診療施設に移行させることに伴い、関係条例である三次市国民健康保険診療所設置及び管理条例の一部を改正し、附則において三次市診療所設置及び管理条例を廃止しようとするものであります。

その主な内容は、第2条の表に三次市国民健康保険作木診療所の名称及び位置を加えるとともに、別表第2に当該診療所の診療日を加えようとするものであります。

次に、議案第25号三次市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、児童福祉法第34条の16第2項の規定に基づき、厚生労働省令で定める基準が改正されたことに伴い、関係条例である三次市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、家庭的保育事業者等に係る連携施設の確保の緩和を図ることなどでありませ

次に、議案第26号三次市農林業集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、片野集会所ほか2施設を普通財産に変更することに伴い、関係条例である三次市農林業集会施設設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、別表中、片野集会所、敷地転作促進研修所及び吉舎転作物簡易加工施設の3施設の名称及び位置を削ろうとするものであります。

次に、議案第27号三次市共同利用施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、作木共同利用施設を普通財産に変更することに伴い、関係条例である三次市共同利用施設設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、別表中、さくぎ共同利用施設の名称及び位置を削ろうとするものであります。

次に、議案第28号三次市堆肥センター設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、三次市君田町オガコ堆肥センターほか2施設を普通財産に変更することに伴い、関係条例である三次市堆肥センター設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、第2条の表中、三次市君田町オガコ堆肥センター、三次市三和町有機センター

及び三次市甲奴町福田堆肥センターの3施設の名称及び位置を削ろうとするものであります。

次に、議案第29号三次市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、道路法施行令の占用料基準額が改定されたことに伴い、関係条例である三次市道路占用料徴収条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、道路法施行令の地価及び物価変動に伴う占用料徴収額の見直しに準じ、徴収額の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第30号三次市都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、三次市畠敷公園を廃止することに伴い、関係条例である三次市都市公園設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、条例中、三次市畠敷公園の名称及び位置を削ろうとするものであります。

次に、議案第31号三次市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日に施行されることに伴い、関係条例である三次市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、法律の条項ずれに伴い、引用条項の整理を行おうとするものであります。

最後に、議案第32号三次市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が令和2年4月1日に施行されることに伴い、関係条例である三次市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、放課後児童支援員が受講する都道府県知事が行う研修の受講機会の確保を図ろうとするものであります。

以上、議案18件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小田伸次君） それでは、質疑を願います。

（7番 横光春市君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 横光議員。

○7番（横光春市君） 議案第16号の森林環境税の関係でお伺いをしたいと思います。

基金を設置されることについて異論はございませんけども、法律の第34条に規定する森林の整備、森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進その他の森林の整備の促進に関する施策に要する財源に充てるといふふうになっていると思いますが、この施策は少し前からあったわけですが、どの程度、現在、三次市で進んでいるのかということをお伺いしたいと思います。

それから、議案第28号の堆肥センターの件でございますけども、この条例改正することによって、君田町のオガコ堆肥センター、三和町有機センター、甲奴町の福田堆肥センターは、それぞれ施設改修をして、普通財産に落として譲渡の方向であろうというふうに察しておりますけども、この施設というものは普通の集会所でないですね。要するに、地元の皆さんで集まってその維持管理をするというんじゃなくして、この堆肥センターは、皆さん方から堆肥を受け取って、堆肥をつくって、生産をして、もうけて出すということではありますが、この施設をするに当たって、やはり畜産農家というのが非常に少なくなってきておりますので、経営というのは非常に苦しくなっていくであろうというふうに私は察しております。

そうした中で、譲渡の後に何らかの不具合があって修繕をしなくてはならないときには、やはり幾分か調整をしなくてはならないだろうというふうに考えている。というのは、公益性があるのではないか。それぞれ、それまでの市町というのがつくっているわけでございまして、畜産農家が育てていくということで、公益性があるという面から、修繕のときには何らかの助成対応というのを考えてほしいということでもあります。その件についてどのように考えておられるかということと、譲渡に関してはやはり譲渡先と十二分に協議をして譲渡されるようお願いしたいというふうに思っております。

以上です。

(産業環境部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 中廣産業環境部長。

○産業環境部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) 議案第16号、森林環境税の本市での用途の現在の状況について御説明をさせていただきます。

本年度から本市に対して森林環境譲与税が配分をされております。そして、その使い道につきましては、ここに掲げている4項目の用途に限定をされております。今現在、本市におきましては、個人の森林で管理が適切にされていないという森林を今後いかに整備するかといったところで調査を実施しております。本年度につきましては、三良坂地区を対象に、森林所有者に対して森林の管理を今後する意向があるかないかといった状況調査をしております。

続いて、議案第28号の堆肥センターの譲渡に係る件でございますが、譲渡後の堆肥センターの修繕が発生した場合は、基本的には国や県の補助事業等を活用していただくということになるかと思いますが、その度合いに応じてまた協議をしていきたいというふうに思います。そして、譲渡に向けては、施設を今管理していただいている管理者のほうとも十分に協議をして、運営に差し支えないように対応していきたいというふうに考えております。

(7番 横光春市君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 横光議員。

○7番(横光春市君) 堆肥センターのほうはわかりましたが、森林環境税のほうで、人材育成等と、いろんな面がございますが、その件についてはちょっと説明がなかったようでございますので、4項目ありますが、それぞれどのようになっているんだろうかということがありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(産業環境部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 中廣産業環境部長。

○産業環境部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) 4項目ございまして、まずは森林の整備、これは、今、意向調査をしております。

森林の整備を担うべき人材の育成の確保、この部分につきましては、県が主体になって行うということで、市といたしましては、人材育成に向けた講演会、セミナー等を開催する役割になっております。

それから、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、こちらも公益的機能を発揮すると、維持していくといったところでのPR活動になります。

4点目が木材の利用の促進その他の森林整備に関する施策といったところで、地元産材のPRでありますとか公共施設等への優先的な使用、そういったところに向けての啓発活動を行っているところでございます。

○議長(小田伸次君) ほかに質疑はありませんか。

(20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 竹原議員。

○20番(竹原孝剛君) 議案第15号の市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(案)についてお尋ねをしたいと思います。まず、この賠償責任の数値であります。市長が6、副市長等が4、監査委員、それから公平委員が2、職員1というこの数字は、国が示したとおりの数値というふうに思います。国が、これを公布するときに参酌しなさい、その地域でしっかりと議論して決めなさいということだったんですが、多少、他の自治体では意見聴取をして、市民などから意見をいただいて、最終的に条例を制定していくという手順でありましたが、三次市においてはその手順がされていないと思いますし、どういうふうな議論があってこの数値になったのかということをお尋ねしたいと思います。

(総務企画部長 中村好宏君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 中村総務企画部長。

○総務企画部長(中村好宏君) 当該条例の基準につきましては、先ほど議員からも御指摘のありましたとおり、総務省の政令を基準に、それを参酌して定めたところでございます。本市におきましては、特段、直接市民の方の御意見等は伺っておりませんが、県内の他の市町等の動向も踏まえて設定をしたものでございます。

(20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 竹原議員。

○20番(竹原孝剛君) 地方自治の観点からいうと、やはり国が提示したものをまたイコールというのは、中身とすれば最終的にはそうなるかもしれませんが、やはり地方自治の観点からいえば、市民の皆さんに十分周知して、こういう条例もあるよと、そのためにはどういう議論をしてこうなったんだということは、やはり広報や市民に知らせると、情報公開をするということがないと、よその自治体はそういうこともされているので、より情報公開をしながら、こう

した条例の制定ということは必要だと思いますが、いかがでしょうか。

(総務企画部長 中村好宏君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 中村総務企画部長。

○総務企画部長(中村好宏君) 今回の地方公共団体の長等の損害賠償の責任の見直しについては、地方自治の制度等を検討いたします第31次地方制度調査会の中におきましても、個人に対する多額の損害賠償が起きる事案であるとか、あと、国の国家賠償法との均衡を図るといったような観点で地方自治の専門家等が集まられて議論される中で今回の制度が決定をされております。

この制度の趣旨といたしましては、近年、場所によっては多額の個人への損害賠償の請求事案がある中で、市長の萎縮等も懸念されるという観点から、内部統制の制度等を含めて制度の改正が行われまして、導入をされた制度でございます。

本市といたしましては、そうした地方制度調査会等の検討の過程も踏まえて、また他市の動向も踏まえて決定をしたところでございます。実際の今後の制度の運用等に当たっては、その事案等が生じた場合は、その経緯やこれを適用する理由等についてはしっかりと説明をしてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長(小田伸次君) ほかに質疑はありませんか。

(10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 宍戸議員。

○10番(宍戸 稔君) 議案第15号と議案第17号について質問させていただきます。

まず、議案第15号市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(案)ですけれども、他の条例につきましては「三次市」というのがついていますね。「三次市長」等。この条例に限ってはなぜ「三次市」というのがつかないのかと。単純な質問ですけれども、まずそれをお聞かせ願いたいのと、損害賠償額を限定してから、それ以上の部分については免責するという決め事なんですけれども、今まで三次市としてはどういう補償のやり方をしていたのかと。この条例ができてからはこういうやり方でいいんでしょうけれども、今まで三次市がそういう損害賠償を請求されたときの対応というのはどういうやり方でされていたのかというところをお聞かせ願いたいというふうに思います。

それから、議案第17号ですけれども、ちょっとよくわからない部分があるんですが、間違っていたらごめんなさい。会計年度任用職員のサービスの宣誓、これは一般職の職員の皆さんには、採用された時点でこういうサービスの宣誓をするということで、新たに任用職員になられるフルタイム、それからパート任用職員についても今回からこれをする、宣誓をしてもらうということなんだろうけれども、先ほど説明のあった、別段の定めをすることという、その別段というところの説明がちょっとわからなかったの、ここを説明していただきたいと思います。

以上でございます。

(総務企画部長 中村好宏君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 中村総務企画部長。

○総務企画部長(中村好宏君) まず、議案第15号の市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条

例（案）でございますけれども、これに「三次市」という名称をつけていないのは、今回、この条例をつくるに当たって、国の条例案によりまして、そのとおりに定めた関係でつけてございません。

また、これまで同様の損害賠償の事案があった場合にどのような取り扱いをしてきたかということですが、承知している限り、こうした損害賠償の案件は本市においては承知しておりませんが、もし免責を行うのであれば、議会にお諮りして、免責の議決をいただくようになろうかと思えます。

また、議案第17号のサービスの宣誓に関する条例の関係でございますけれども、会計年度任用職員の方は毎年度新たに職員として採用されることとなります。公務員の採用に当たりましては、その採用の際に、これは本市の条例でも定めておるんですけども、いわゆる採用された者の上級の公務員の面前において、規定の様式がございますけれども、この宣誓書に署名をするようになってございます。会計年度任用職員の方も制度上は毎年度新たに任命をするという形になりますけれども、同じ方に毎年度毎年度同じ署名をしていただくのも、煩雑という言い方も変ですけども、支障が生じる場合もありますので、引き続き雇用を継続されている方につきましては、当初に署名をされた宣誓書でもってかえるといったような取り扱いを今想定しております。

（10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 宍戸議員。

○10番（宍戸 稔君） 議案第15号ですけども、他の市町では当然それぞれの自治体の名前をつけておられるということなんですけども、三次市に限ってはつけておられないというのはいささか疑問に思います。

それから、今までこの免責の事例がなかったということなんですけども、他の市町は市町村共済組合等に個人で加入して、賠償責任を果たすということに取り組んでおられるんですけども、そういう市町村共済組合等へ加入してからやられておるということはない。議会に諮ってという、そういうことだけでいいのか。今までだったから、これからはいいんでしょうけども、そこら辺の危機管理的なところがちょっと乏しかったんじゃないかなというふうに思いません。その点についてお伺いします。

（総務企画部長 中村好宏君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 中村総務企画部長。

○総務企画部長（中村好宏君） 個人の賠償責任に関する保険等につきましては、個々の職員の判断に応じて、これまでも加入している職員も存在をしております。

○議長（小田伸次君） ほかに質疑はありませんか。

（12番 新家良和君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 新家議員。

○12番（新家良和君） 議案第19号について、条文の解釈について確認をさせていただきたいと思えます。議案第19号三次市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正に係る件です。



現行のこの条文第2条のところですけども、第2条第2項「任免権者が決定した報酬月額からフルタイム会計年度任用職員給与条例第15条の規定により得た額とする」というのが現行ですが、このたびの改正案は「任命権者が決定した報酬月額に12を乗じその額を1週間の勤務時間に52を乗じたものから1週間の勤務時間を5で除して得た時間に21を乗じたものを減じたもので除して得た額」と、非常に理解に苦しむ条文なんですけども、これはどういう内容か教えていただきたいと思います。

(総務企画部長 中村好宏君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 中村総務企画部長。

○総務企画部長(中村好宏君) パートタイム会計年度任用職員の時間当たりの報酬ですけども、これまで、今回、会計年度任用職員制度の導入に当たりまして、時間当たりの報酬額、例えば時間外勤務等を算定する場合にも参照する必要があるんですけども、当初はパートタイム会計年度任用職員の時間外報酬については、フルタイムの会計年度の職員の規定を適用して、そこから準用してくるようにしていたんですけども、今回、それぞれの規定の中に時間当たりの報酬額の、パートタイムであれば報酬となりますので、時間当たりの計算式を規定したという形で、基本的な時間当たりの計算式は、フルタイム、パートタイム等も同じ算定方法で決定をしております。

(12番 新家良和君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 新家議員。

○12番(新家良和君) 先ほど言いましたように、条文の解釈がなかなかできないのでお聞きしたんですが、報酬月額に12を乗じた額というのは、報酬の年額に相当します。1週間の勤務時間に52を乗じたものというのは、年間の勤務時間に相当します。1週間の勤務時間を5で除して得た時間というのは1日当たりの時間になって、それに21を乗じるというのは1月に相当するものであろうと推定したんですが、これを減じて、すなわちマイナスして最初の報酬の年額を割るというこの算式がどういう具合に成り立つのか全く理解できなかったのでお聞きしたんですが、その辺について改めて御説明願いたいのと、このパートタイマーの任用者について、現行と改定によって全く同じ時間割額といいますか、1時間当たりの単価というのは変わらないのか、よくなるのか、その辺はどうなのか教えていただきたいと思います。

(総務企画部長 中村好宏君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 中村総務企画部長。

○総務企画部長(中村好宏君) それぞれのパートタイムの定めた報酬月額、これにつきましては、勤務する形態によって異なりますので、それを今回記載しております時間数なり計算式で時間当たりの額を出しております。計算式も改めて精査を手元でしているところでございます。基本的に、額については今回の計算式によっても変わるようにはなってございません。

(12番 新家良和君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 新家議員。

○12番(新家良和君) 変わらないのであれば、今のままでもいいんじゃないかと思うんですが、

この改正案の条文で算式が成り立たないと思うんですよ。これは、後ほどしっかり見てもらって、改めてまた教えていただきたいと思います。

○議長（小田伸次君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案のうち、総務常任委員会に議案第15号及び議案第17号から議案第20号までを付託いたします。

次に、教育民生常任委員会に議案第21号から議案第25号まで及び議案第32号を付託いたします。

次に、産業建設常任委員会に議案第16号及び議案第26号から議案第31号までを付託いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第33号 工事請負契約の締結について

議案第34号 過疎地域自立促進計画の変更について

議案第35号 新市まちづくり計画の変更について

議案第36号 三次市農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするに関する同意について

議案第37号 市道路線の認定について

○議長（小田伸次君） 日程第6、議案第33号から議案第37号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 堂本昌二君、挙手して発言を求め）

○議長（小田伸次君） 堂本副市長。

〔副市長 堂本昌二君 登壇〕

○副市長（堂本昌二君） ただいま御上程になりました議案第33号から議案第37号までの議案5件について、一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第33号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、三次市ケーブルテレビ設備改修工事（第4期）につきまして、一般競争入札を令和2年2月7日に執行いたしました。1者による入札の結果、金1億9,580万円でNECネットエスアイ株式会社中国支店が落札いたしました。よって、三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

次に、議案第34号過疎地域自立促進計画の変更について御説明申し上げます。

本案は、平成28年3月に策定した過疎地域自立促進計画に新たに銅亀市場線（七ツ塚橋）ほか7事業を追加することについて、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

次に、議案第35号新市まちづくり計画の変更について御説明申し上げます。

本案は、新市まちづくり計画の変更について、市町村の合併の特例に関する法律第5条第7項の規定に基づき、市議会の議決を求めようとするものであります。

その内容は、新市まちづくり計画の計画期間を5年間延長し、平成16年度から令和6年度までとし、財政計画を平成16年度から平成30年度までの決算に基づき改めようとするものであります。

次に、議案第36号三次市農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするに関する同意について御説明申し上げます。

本案は、三次市農業委員会委員の任命について、三次市農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を過半数とすることについて、農業委員会等に関する法律第8条第5項ただし書き及び農業委員会委員等に関する法律施行規則第2条第1号の規定により、市議会の同意を求めようとするものであります。

最後に、議案第37号市道路線の認定について御説明申し上げます。

本案は、市道路線の認定基準を満たす市道櫃田201号線ほか2路線の市道認定をすることについて、道路法第8条第2項の規定に基づき、市議会の議決を求めようとするものであります。

以上、議案5件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小田伸次君） 質疑を願います。

（23番 亀井源吉君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 亀井議員。

○23番（亀井源吉君） 議案第35号についてお聞きいたします。

5年間延長であるということではありますが、これまでの11年間の実施計画、それから5年間のフォロー事業でしていただいておりますが、これまでの進捗率を見ると、ほぼ100%になった事例もありますし、60%台というものもあります。今後の5年間、これをほぼ100%に近い状態にさせていただけるのかどうか、まずお伺いをいたします。

（地域振興部長 中原みどり君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 中原地域振興部長。

○地域振興部長（中原みどり君） 新市まちづくり計画におけるこれまでの進捗率につきましては、先般、議会のほうにも資料のほうをお示ししたとおりです。今後、延長になりました5年間について、計画をしております事業について、その都度、実施計画等にお示しをしながら、可能な限り実施をしていくように努めてまいりたいと思います。

（23番 亀井源吉君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 亀井議員。

○23番（亀井源吉君） 可能な限りという御答弁でありましたが、実際には合併協定で、非常にここは大きくもめたところでもあります。そして、配分金額につきましても非常に大きな議論を呼んだところでもありますので、ぜひ100%に近いような状態にさせていただきたい。

それで、まず不要と思われる事業をこのたび落としてこのような結果になっているんだと思

うんですが、不要と思われる事業を計画に上げたことによって、上げたくても上げられなかった事業が多くあるわけです。これらについても、ぜひ新たな項目を採択して、100%になるように。特に旧町村部においては60%台、一番大きいところでは約30億円の積み残しがあるということもありますので、これだけの事業費があると相当な事業もできるということでもありますので、合併協議の協定項目の趣旨に沿ってぜひとも実施していただきたいということが1点と、もう一点、議案第36号の農業委員会の過半数に云々という部分ですが、「認定農業者又はこれらに準ずる者の割合を過半数としたいので」とありますが、これまでどうであったのかということと、それから、なぜこの準ずる者の割合を含めて勘案すると。

○議長（小田伸次君） 亀井議員、議案第36号は産業建設常任委員会に付託することにいたしますので。

○23番（亀井源吉君） じゃ、初めの答弁だけお願いします。

（地域振興部長 中原みどり君、挙手して発言を求め）

○議長（小田伸次君） 中原地域振興部長。

○地域振興部長（中原みどり君） 延長となります今後5年間の事業につきましては、フォロー事業の継続分の事業あるいは合併特例債の活用を見込む事業を始めとして、新市まちづくり計画に計上されている事業で継続して行うことが必要な事業については引き続き実施をしていくという考えです。

（23番 亀井源吉君、挙手して発言を求め）

○議長（小田伸次君） 亀井議員。

○23番（亀井源吉君） 計上してある事業のみという話ではありますが、先ほども言いましたように、計上してあっても不要であるということで落とされた事業があるわけです。この事業について、その事業を計上したために、これまで上げたくても上げられなかった事業が多くあるわけです。ぜひ、市の判断だけではなくて、自治連合会とかいうところへもお聞き合わせをしていただいて、それらも計上していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（小田伸次君） ほかに質疑はありませんか。

（20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求め）

○議長（小田伸次君） 竹原議員。

○20番（竹原孝剛君） 議案第33号工事請負契約の締結についてなんですが、三次ケーブルビジョンの設備改修工事（第4期）ということで、前の計画書を見ると、平成32年度は3億3,225万円というのが計画書で出ているんですね。設備投資。これは1億9,500万円ですが、これが全額今年度予定をしておるのか、それとも残り1億4,000万円ぐらいがまだ設備投資でいくのか。それで、設備投資の総額が大体当時の計算で34億円になっていましたが、この総額が今後どういうふうに変わってきよるのかどうなのかということをお尋ねをしたい。

（総務企画部長 中村好宏君、挙手して発言を求め）

○議長（小田伸次君） 中村総務企画部長。

○総務企画部長（中村好宏君） ケーブルテレビの改修工事につきましては、有利な財源を活用す

るという形で、過疎債を活用しながら、当面、28年度から5カ年、毎年度2億円を目途に、順次、老朽化が進んでいる設備について改修工事を行うという形で進めてまいりました。今回、工事請負契約の締結として提案させていただいているのは、この5年間のうちの4年目の工事となります。実質的には平成31年度に設計と計画をという形で予定しているもので、5年の中の4期目となります。当面の計画では、過疎債の期限であります令和2年度、来年度設計をして、その設計を踏まえて、また発注をさせていただくように予定しておりますけれども、基本的には、来年度も2億円の工事を予定して、必要な機器の洗い出し等を行っているところです。過疎債の期限である令和2年度を過ぎた後の令和3年度以降の対応については、今後、ケーブルテレビとも協議をしながら、必要な対応について協議検討を進めていくこととしてございます。

(20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 竹原議員。

○20番(竹原孝剛君) 新たな計画書をまた見せてもらいたいと思いますが、計画書によると、例えば来年度、平成33年度は7,900万円しかないんですね。ですから、来年度2億円というふうに今部長が言われましたが、中身がだんだん違ってきよるようになると思うんですよ。当初計画と設備投資の投資額が、予定額が違ってきよると。ですから、また向こう5年間計画をされるんでしょうし、結局は平成43年度までが43億円という計算が出ておるわけで、そのあたりの長期見通しと中期見通しがどういうふうに今後ケーブルテレビの設備投資がされていくのかということもあわせて資料を見せていただければというふうに思います。

(総務企画部長 中村好宏君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 中村総務企画部長。

○総務企画部長(中村好宏君) ケーブルテレビの改修工事につきましては、先ほど御答弁申しましたとおり、まずは過疎債を活用して、28年度からの5カ年の毎年度2億円を目途に整備を進める形で進めてまいりました。現在の5カ年計画については、令和2年度に設計をして、その設計をもとに発注するのが5年目になりますので、一旦はこの5年目が当初の予定をしていたものになりますけれども、引き続きケーブルテレビは市民の方への必要な情報インフラでございますので、令和3年度以降の対応につきましては、先ほど御答弁申しましたとおり、ケーブルテレビとも協議をしながら、必要な対応については検討してまいりたいと考えてございます。

○議長(小田伸次君) ほかに質疑ございますか。

(7番 横光春市君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 横光議員。

○7番(横光春市君) 議案第37号の市道路線の認定についてお伺いをしたいと思いますが、3路線認定というふうに案が出ておりますけれども、この認定をすることによって道路改良や舗装工事の予定があるのか、また、この認定によって、これは大きく変わらんかもわからないのですが、普通交付税にはどの程度影響があるのかということもお尋ねをしていきたいと思っております。

また、延長もあわせてお願いしたいと思っております。

(建設部長 坂井泰司君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 坂井建設部長。

○建設部長(坂井泰司君) 今回、市道認定を上程させてもらった3路線ですけれども、まず、市道櫃田201号線でございますけれども、これにつきましては、起点が君田町の櫃田字宮東10288番10地先から字市井谷10190番1地先、延長が2,522.9メートルで、幅員は19.9から8.1メートル、側溝も含んでというような状況です。ここについては舗装もされている状況です。

それから、2つ目の市道峠上185号線、起点が作木町香淀字上組1183番1地先から作木町香淀字上組1169番1地先まで、延長としては75.8メートル、幅員が4.7メートルから8.2メートル、側溝も含んででございますけど、これについても既に舗装がされている状況です。

それから、3番目の市道川地257号線でございますけれども、起点は三次市上志和地町634番地先から三次市上志和地町622番1地先までということで、延長としては213.7メートル、幅員としては3メートルから4メートルで、側溝を含んでおりません。ここについても舗装のほうは既に完了しているような状況でございます。

交付税の資料についてはただいま持ち合わせておりません。

○議長(小田伸次君) ほかに質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小田伸次君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案のうち、総務常任委員会に議案第33号から議案第35号までを付託いたします。

次に、産業建設常任委員会に議案第36号及び議案第37号を付託いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第10号 令和元年度三次市一般会計補正予算(第4号)(案)

議案第11号 令和元年度三次市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)(案)

議案第12号 令和元年度三次市介護保険特別会計補正予算(第3号)(案)

議案第13号 令和元年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)  
(案)

議案第14号 令和元年度三次市土地取得特別会計補正予算(第2号)(案)

○議長(小田伸次君) 日程第7、議案第10号から議案第14号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(副市長 堂本昌二君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 堂本副市長。

[副市長 堂本昌二君 登壇]

○副市長(堂本昌二君) ただいま御上程になりました議案第10号から議案第14号までの議案5件について、一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第10号令和元年度三次市一般会計補正予算(第4号)(案)について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正、繰越明許費の補正、債務負担行為の補正、地方債の補正及び一時借入金の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1億781万8,000円を追加し、補正後の総額を386億5,931万1,000円にしようとするものであります。

補正の主な内容について、まず歳出から御説明いたします。

議会費は、議員期末手当の実績を見込み、146万8,000円を減額するなど、合わせて204万8,000円を減額。

総務費は、職員の退職手当について1億852万4,000円、基金積立金2億365万3,000円を増額するなど、合わせて2億9,721万8,000円を追加。

民生費は、後期高齢者医療経費9,742万4,000円、児童措置経費3,500万円を減額するなど、合わせて1億5,687万円を減額。

衛生費は、職員人件費73万円を減額するものの、休日夜間急患センター運営事業業務委託料300万円を増額し、合わせて227万円を増額。

農林水産業費は、小規模崩壊地復旧事業7,299万円、林業振興経費1,986万6,000円を減額するなど、合わせて1億1,440万6,000円を減額。

商工費は、商工観光推進経費640万円を減額するなど、合わせて725万円を減額。

土木費は、道路新設改良経費1億8,730万円、県道新設改良経費2,000万円を減額するなど、合わせて2億404万円を減額。

消防費は、備北地区消防組合負担金1,279万5,000円を減額。

教育費は、ジュニアアスリート育成支援事業補助金350万円を減額するなど、合わせて575万円を減額。

災害復旧費は、過年災害農地復旧事業として実施設計委託料5,700万円を増額するものの、過年災害公共土木復旧事業として工事請負費4億9,460万円を減額するなど、合わせて4億6,760万円を減額。

公債費は、長期債利子の実績を見込み、2,470万8,000円を減額するものの、長期債繰上償還金8億33万3,000円を追加するなど、合わせて7億7,908万9,000円を追加しようとするものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

地方消費税交付金は、県の試算により3,914万6,000円を減額。

地方交付税は、普通交付税2億1,901万1,000円を追加。

国庫支出金は、過年災害公共土木復旧費負担金1億8,480万6,000円を減額するなど、合わせて1億8,791万9,000円を減額。

県支出金は、過年災害農業施設復旧費補助金3,473万5,000円を増額するものの、小規模崩壊地復旧事業費補助金3,434万6,000円、参議院議員選挙費委託金2,010万8,000円を減額するなど、合わせて3,778万4,000円を減額。

寄附金は、ふるさと納税寄附金1,200万円を増額。

繰入金は、過疎地域自立促進基金繰入金 1 億1,769万3,000円を減額するものの、減債基金繰入金 3 億9,971万9,000円を追加するなど、合わせて 3 億376万3,000円を追加。

繰越金は 1 億3,867万2,000円を追加。

諸収入は、三江線代替交通運営費用協力金 2 億5,946万3,000円を増額するなど、合わせて 2 億6,669万9,000円を追加。

市債は、過年災害農地復旧事業債、過年災害社会教育施設復旧事業債などを増額するものの、道路新設改良事業債、過年災害公共土木復旧事業債などを減額するなど、合わせて 5 億5,430 万円を減額しようとするものであります。

第 2 条繰越明許費の補正につきましては、6 ページ、7 ページ記載の第 2 表のとおり、令和 2 年度への繰越事業として、まち・ひと・しごと創生総合戦略等策定事業ほか19件について追加し、公共施設改修・解体事業ほか 5 件について金額を変更しようとするものであります。

第 3 条債務負担行為の補正につきましては、8 ページ記載の第 3 表のとおり、市民バス運行委託業務について、限度額を変更しようとするものであります。

第 4 条地方債の補正につきましては、9 ページ記載の第 4 表のとおり、公共施設等整備事業ほか 1 件について追加し、過疎地域自立促進事業ほか21件について限度額を変更しようとするものであります。

第 5 条一時借入金の補正につきましては、借入れの最高額に50億円を追加し、90億円としようとするものであります。

次に、議案第11号令和元年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

第 1 条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ3,304万1,000円を減額し、補正後の総額を55億3,139万円にしようとするものであります。

その主な内容は、退職被保険者等療養給付費などを減額しようとするものであります。

次に、議案第12号令和元年度三次市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

第 1 条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ869万7,000円を追加し、補正後の総額を72億2,957万1,000円にしようとするものであります。

その主な内容は、介護給付費準備基金積立金、国庫支出金等精算返納金を追加しようとするものであります。

次に、議案第13号令和元年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

第 1 条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ2,052万3,000円を減額し、補正後の総額を 8 億2,078万5,000円にしようとするものであります。



その主な内容は、後期高齢者医療広域連合納付金を減額しようとするものであります。

最後に、議案第14号令和元年度三次市土地取得特別会計補正予算（第2号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正、繰越明許費及び地方債の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ360万円を追加し、補正後の総額を1億6,353万2,000円にしようとするものであります。

その主な内容は、公共用地先行取得事業経費について、その工事費を増額しようとするものであります。

第2条繰越明許費につきましては、4ページ記載の第2表のとおり、公共用地先行取得事業について追加しようとするものであります。

第3条地方債の補正につきましては、5ページ記載の第3表のとおり、公共用地先行取得事業について限度額を変更しようとするものであります。

以上、議案5件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小田伸次君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第10号令和元年度三次市一般会計補正予算（第4号）（案）ほか4議案については、予算決算常任委員会において審査することとし、質疑を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第10号ほか4議案については、質疑を省略の上、予算決算常任委員会に付託いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第1号 令和2年度三次市一般会計予算（案）

議案第2号 令和2年度三次市国民健康保険特別会計予算（案）

議案第3号 令和2年度三次市診療所特別会計予算（案）

議案第4号 令和2年度三次市介護保険特別会計予算（案）

議案第5号 令和2年度三次市後期高齢者医療特別会計予算（案）

議案第6号 令和2年度三次市土地取得特別会計予算（案）

議案第7号 令和2年度三次市病院事業会計予算（案）

議案第8号 令和2年度三次市水道事業会計予算（案）

議案第9号 令和2年度三次市下水道事業会計予算（案）

○議長（小田伸次君） 日程第8、議案第1号から議案第9号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 堂本昌二君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 堂本副市長。

〔副市長 堂本昌二君 登壇〕

○副市長（堂本昌二君） ただいま御上程になりました議案第1号から議案第9号までの議案9件について、一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第1号令和2年度三次市一般会計予算（案）について御説明申し上げます。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ365億8,000万円を計上し、肉づけ予算となる前年度6月補正後予算に比べ3億7,204万6,000円、率にして1%減の予算となっております。まず、歳入から御説明申し上げます。

三次市予算（案）4ページをお開きください。

歳入は、市税から市債までの23の款で編成しております。

歳入における特徴的なものを御説明いたします。

市税は、市民税、固定資産税など、合わせて67億7,788万2,000円を計上しております。

地方譲与税は、自動車重量譲与税など、合わせて5億17万2,000円を計上しております。

利子割交付金は637万8,000円を計上。

配当割交付金は2,600万7,000円を計上。

株式等譲渡所得割交付金は1,307万3,000円を計上。

法人事業税交付金は、令和元年度の税制改正による特別法人事業税の創設に伴い、3,662万8,000円を新たに計上しております。

地方消費税交付金は12億4,227万1,000円を計上。

ゴルフ場利用税交付金は625万7,000円を計上。

自動車取得税交付金は、存目として1,000円を計上。

環境性能割交付金は6,279万円を計上。

地方特例交付金は4,547万4,000円を計上しております。

なお、譲与税及び交付金につきましては、県の試算数値をもとに見積もり、それぞれ計上しております。

地方交付税は、普通交付税が交付税算定替から一本算定への激変緩和期間の終了による減額を見込み、137億2,172万5,000円を計上しております。

交通安全対策特別交付金は900万3,000円を計上。

分担金及び負担金は、老人保護措置費負担金、保育利用料など、合わせて3億50万4,000円を計上しております。

使用料及び手数料は、市営住宅などの使用料及び一般廃棄物処理に係る手数料など、合わせて3億4,358万9,000円を計上しております。

国庫支出金は、障害者自立支援給付費負担金などの負担金、社会資本整備総合交付金などの補助金及び灰塚ダム周辺施設管理事務委託金などの委託金、合わせて33億9,146万1,000円を計上しております。

県支出金は、障害者自立支援給付費負担金などの負担金、中山間地域等直接支払補助金などの補助金及び個人県民税徴収取扱委託金などの委託金、合わせて32億8,520万円を計上してお

ります。

財産収入は、物品貸付料などの財産運用収入及び財産売払収入など、合わせて1億8,337万2,000円を計上しております。

寄附金は、ふるさと納税寄附金など、合わせて6,000万1,000円を計上しております。

繰入金は、過疎地域自立促進基金などの基金繰入金、合わせて15億1,488万6,000円を計上しております。

繰越金は、存目として1,000円を計上。

諸収入は、貸付金元利収入及び雑入など、合わせて7億8,946万7,000円を計上しております。

市債は、地域振興施設整備事業債及び臨時財政対策債など、合わせて42億6,385万8,000円を計上しております。

次に、歳出について御説明いたします。

歳出は、議会費から予備費までの13の款で編成しております。

歳出における特徴的なものを御説明いたします。

議会費は2億8,573万9,000円を計上しております。

総務費は、自治活動支援経費、生活交通経費、吉舎町拠点施設整備経費及び八次コミュニティセンター整備事業を計上した自治活動拠点施設整備経費など、合わせて61億8,759万2,000円を計上しております。

民生費は、障害者自立支援経費、介護保険特別会計繰出金、後期高齢者医療経費及び保育所経費など、合わせて95億5,045万1,000円を計上しております。

衛生費は、エコロジー対策経費、病院事業会計経費、塵芥処理経費及び水道事業会計経費など、合わせて26億8,622万8,000円を計上しております。

労働費は、労働金庫預託金など、合わせて2億414万2,000円を計上しております。

農林水産業費は、中山間地域等直接支払経費、農業振興経費、多面的機能支払等経費及び小規模崩壊地復旧経費など、合わせて20億3,262万2,000円を計上しております。

商工費は、商工業振興経費、融資預託関係経費及び観光推進経費など、合わせて8億8,595万6,000円を計上しております。

土木費は、道路橋梁維持経費、橋梁新設改良経費、下水道事業会計経費及び内水対策事業を新規に計上した河川管理経費など、合わせて33億2,446万9,000円を計上しております。

消防費は、一部事務組合経費、消防団経費及び水防経費など、合わせて14億3,588万6,000円を計上しております。

教育費は、三次版学校ICT活用事業及び学校トイレ改修事業を新規計上した教育振興経費及び学校整備経費並びに東京2020オリンピック・パラリンピック聖火フェスティバルやメキシコ選手団の事前合宿に要する経費を計上しているスポーツ振興経費など、合わせて28億6,182万円を計上しております。

災害復旧費は、平成30年7月豪雨災害に係る農地・農業用施設及び公共土木施設復旧費など、合わせて14億564万7,000円を計上しております。

公債費は、長期債償還金、長期債利子及び一時借入金利子、合わせて56億8,944万8,000円を計上しております。

予備費は3,000万円を計上しております。

第2条債務負担行為につきましては、9ページから11ページ記載の第2表のとおり、指定管理者制度を導入する施設に係る指定管理料ほか43件について、それぞれ債務の期間及び限度額を定めようとするものであります。

第3条地方債につきましては、12ページから13ページ記載の第3表のとおり、公共施設等整備事業ほか47事業について、限度額、利率などを定めようとするものであります。

第4条一時借入金につきましては、借入れの最高額を40億円に定めようとするものであります。

第5条歳出予算の流用につきましては、給料、職員手当等及び共済費について、同一款内の各項の間において流用の必要が生じる場合があることから、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、流用できるよう定めるものであります。

次に、議案第2号令和2年度三次市国民健康保険特別会計予算（案）について御説明申し上げます。

17ページをお開きください。

令和6年度から始まる広島県国民健康保険が示す準統一保険料率に向け、激変緩和措置として令和元年度から隔年で保険税率の改正を行う方針から、令和2年度は税率を据え置き、その不足分を国民健康保険財政調整基金の取崩しにより補う予算とし、県試算により指示された納付金を基本として予算編成しています。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ55億8,774万4,000円を計上し、前年度予算に比べ2,217万1,000円、率にして0.4%増の予算となっております。

第2条債務負担行為につきましては、第2表のとおり、健診のしおり作成業務について、債務の期間及び限度額を定めようとするものであります。

第3条一時借入金につきましては、借入れの最高額を1億円に定めようとするものであります。

第4条歳出予算の流用につきましては、保険給付費の款内においてこれらの経費の各項の間の流用ができるようにしようとするものであります。

次に、議案第3号令和2年度三次市診療所特別会計予算（案）について御説明申し上げます。

25ページをお開きください。

安心して住み続けることのできる地域づくり、地域包括ケアシステムの構築に重要な在宅での診療体制を整備し、診療所の運営に努めているところであります。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億9,773万3,000円を計上し、前年度予算に比べ3,055万7,000円、率にして18.3%増の予算となっております。

次に、議案第4号令和2年度三次市介護保険特別会計予算（案）について御説明申し上げます。

31ページをお開きください。

第7期介護保険事業計画に基づき、地域包括ケアの推進をめざし、保健医療、介護の関係者間の連携を図るとともに、在宅介護サービスの充実や地域包括支援センターの機能強化、認知症対策や介護予防・生活支援サービスの充実に向けて引き続き取組を進めてまいります。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ69億7,235万2,000円を計上し、前年度予算に比べ8,976万8,000円、率にして1.3%減の予算となっております。

第2条歳出予算の流用につきましては、保険給付費の款内におけるこれらの経費の各項の間の流用ができるようにしようとするものであります。

次に、議案第5号令和2年度三次市後期高齢者医療特別会計予算（案）について御説明申し上げます。

37ページをお開きください。

後期高齢者医療制度は広島県後期高齢者医療広域連合が運営を行っており、2年に1度、保険料率の改正が行われています。令和2年度は、保険料率の改正、軽減判定所得の見直し、賦課限度額の引上げと令和3年度までの段階的に見直しされている保険料軽減特別措置の影響により、保険料収入は増加するものと見込んでおります。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億5,060万円を計上、前年度予算に比べ2,239万3,000円、率にして2.7%増の予算となっております。

次に、議案第6号令和2年度三次市土地取得特別会計予算（案）について御説明申し上げます。

43ページをお開きください。

土地取得特別会計は、公共事業用地を先行取得するための歳入歳出を経理し、市による土地の取得の円滑化を図っております。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,135万1,000円を計上し、前年度予算に比べ1億2,858万1,000円、率にして80.4%減の予算となっております。

三次市土地開発基金の運用等に伴う利子相当分のほか、土地取得特別会計の保有する土地造成に係る予算を計上しております。

次に、議案第7号令和2年度三次市病院事業会計予算（案）について御説明申し上げます。

三次市病院事業会計予算（案）1ページをお開きください。

病院事業につきましては、引き続き市民に安全・安心で質の高い医療を提供するために、周産期管理システムなどの更新を行うとともに、健全経営にも取り組んでまいります。

まず、第2条業務の予定量、第1号業務量について、病床数は一般病床350床、患者数は、年間延べ27万4,610人、1日平均988人を計画しております。うち、入院患者については、年間延べ10万3,295人、1日平均283人、外来患者については、年間延べ17万1,315人、1日平均705人を見込んでおります。

第2号建設改良計画は、資産購入2億円、施設整備事業1億円であります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるものであります。収入は、病院事業収益90

億6,421万1,000円、支出は、病院事業費用90億6,201万7,000円であります。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるものであります。収入は、資本的収入22億9,480万1,000円、支出は、資本的支出34億4,346万円であります。これにより、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額11億4,865万9,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額により補填しようとするものであります。

第5条債務負担行為は、医療機器の保守管理業務委託に要する経費ほか11件について、それぞれ債務の期間及び限度額を定めようとするものであります。

第6条企業債は、資産購入及び施設整備について、限度額、利率などを定めようとするものであります。

第7条は、一時借入金の限度額を1億円に定めようとするものであります。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費について、その内容と金額を定めようとするものであります。

第9条は、棚卸資産購入限度額を24億6,482万1,000円に定めようとするものであります。

第10条は、重要な資産の取得及び処分について定めようとするものであります。

次に、議案第8号令和2年度三次市水道事業会計予算（案）について御説明申し上げます。

三次市水道事業会計予算（案）1ページをお開きください。

水道事業会計は、施設等の更新や維持管理経費の増加などにより、引き続き厳しい経営状況が予想されます。

今後も、業務の効率化や経費の節減を図りながら、安全で安心できる良質な水を安定供給するため、上水道施設整備、老朽管更新などを計画的に行ってまいります。

第2条業務の予定量につきましては、給水戸数1万9,552戸、年間総給水量458万4,553立方メートル、1日平均給水量1万2,526立方メートル、建設改良費は8億8,149万3,000円であります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるものであります。収入は、水道事業収益18億708万5,000円、支出は、水道事業費用17億5,174万9,000円であります。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるものであります。収入は、資本的収入8億4,488万6,000円、支出は、資本的支出15億5,464万8,000円であります。これにより、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7億976万2,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額などにより補填しようとするものであります。

第5条債務負担行為は、営業業務等委託に要する経費ほか2件について、それぞれ債務の期間及び限度額を定めようとするものであります。

第6条企業債は、水道施設整備事業について、限度額、利率などを定めようとするものであります。

第7条は、一時借入金の限度額を5億円に定めようとするものであります。

第8条は、予定支出の各項の経費の金額の流用について定めようとするものであります。

第9条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費について、その内容と金額

を定めようとするものであります。

第10条は、水道事業の経営健全化等に要する費用に充当するため、一般会計からの補助金の額を3億299万2,000円に定めようとするものであります。

第11条は、棚卸資産購入限度額を949万8,000円に定めようとするものであります。

最後に、議案第9号令和2年度三次市下水道事業会計予算（案）について御説明申し上げます。

三次市下水道事業会計予算（案）1ページをお開きください。

下水道事業会計は、老朽化施設等の更新や維持管理経費の増加、企業債の償還など、引き続き厳しい経営状況が予測されます。

今後、業務の効率化や経費の節減を図りながら、安全で快適に暮らせる生活環境づくり及び公共用水域の水質浄化の推進のため、下水道整備を計画的に進めていきます。

令和2年度においては、実施計画に基づく三次処理区における管渠布設工事に係る経費などを計上しております。

第2条業務の予定量につきましては、処理面積1,238ヘクタール、年間総処理水量274万7,791立方メートル、1日平均処理水量7,500立方メートル、建設改良費は7億739万8,000円であります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるものであります。収入は、下水道事業収益22億9,702万7,000円、支出は、下水道事業費用22億9,702万7,000円であります。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるものであります。収入は、資本的収入11億3,062万9,000円、支出は、資本的支出16億8,095万円であります。これにより、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5億5,032万1,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額などにより補填しようとするものであります。

第5条債務負担行為は、排水設備改造資金に対する利子補給ほか5件について、それぞれ債務の期間及び限度額を定めようとするものであります。

第6条企業債は、公共下水道事業ほか1件について、限度額、利率などを定めようとするものであります。

第7条は、一時借入金の限度額を10億円に定めようとするものであります。

第8条は、予定支出の各項の経費の金額の流用について定めようとするものであります。

第9条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費について、その内容と金額を定めようとするものであります。

第10条は、下水道事業の経営健全化等に要する費用に充当するため、一般会計からの補助金の額を10億3,756万9,000円に定めようとするものであります。

以上、議案9件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小田伸次君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号令和2年度三次市一般会計予算（案）ほか8議案

については、予算決算常任委員会において審査することとし、質疑を省略したいと思います。  
これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小田伸次君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号ほか8議案については、質疑を省略の上、予算決算常任委員会に付託いたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

——散会 午後 0時 9分——

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和2年2月28日

三次市議会議長 小 田 伸 次

会議録署名議員 池 田 徹

会議録署名議員 澤 井 信 秀